

湖西市監査委員公告

地方自治法第199条第7項の規定により実施した令和7年度財政援助団体等に対する監査の結果に対し、市長より措置を講じたとの通知があったため、同条第14項の規定により別紙のとおり公表する。

令和8年2月3日

湖西市監査委員 土屋 隆裕
湖西市監査委員 佐原 佳美



令和7年度財政援助団体等に対する監査結果に基づく対応措置

令和7年12月5日付湖監第43号により改善するよう求められたものについて、次のとおり対応しますので報告します。

【担当部署】 危機管理課

指摘事項	指摘事項に対する対応
湖西市は、交通安全協会湖西地区支部からの運営費負担金交付要望に基づき、負担金として年間70万円を支出しているが、負担金ではなく実質は補助金であるため、湖西市補助金等交付規則に基づき適正な事務処理の執行をされたい。	湖西市補助金等交付規則に基づく廃止が妥当であるため、現在負担金の廃止に向け減額調整を行っているところである。 更なる透明性の確保と説明責任を果たせる適正な事務処理を行っていく。

【担当部署】 健康増進課

指摘事項	指摘事項に対する対応
<p>湖西市は、湖西市医会へ団体の運営費として年間180万円を補助金として支出しているが、運営費補助から事業費補助へ移行する。もしくは委託事業へ切り替えるなど適正な事務処理の執行をされたい。</p>	<p>(1) 監査において、運営費補助金の必要性及び妥当性について指摘を受けたことから、湖西市医会運営費補助金については、令和7年度をもって廃止する。</p> <p>(2) 休日当番医事業については、市の委託事業であるにもかかわらず、これまでの委託料が実態に見合っていなかったことから、運営費補助金により補填していた経緯があるため、補助金と委託事業の区分を明確にし、積算根拠に基づき、業務内容及び果たす機能に応じた適正な委託金額へ見直しを行う。</p> <p>(3) これまで無償協力いただいていた業務については、市の業務遂行に必要なものであり、専門的知見に基づく助言や関係機関との調整等、保健医療施策を円滑に推進する上で重要な役割を担ってきたものの、実態としては運営費補助金により包括的に担われてきたことから、業務内容を整理した上で、「保健医療施策推進支援業務」として委託事業に位置付ける。</p>
<p>湖西市は、浜名歯科医師会へ団体の運営費として年間52万円を補助金として支出しているが、運営費補助から事業費補助へ移行する。もしくは、委託事業へ切り替えるなど適正な事務処理の執行をされたい。</p>	<p>(1) 監査において、運営費補助金の在り方について指摘を受けたことから、浜名歯科医師会運営費補助金については、令和7年度をもって廃止する。</p> <p>(2) 市が実施している委託事業については、補助金により包括的に対応していた経緯を踏まえ、委託事業としての業務内容及び市が負担すべき範囲を明確にした上で、適正な委託の在り方について見直しを行う。</p>